

トップランナー方式の政策評価

鳶津 源紀

キーワード：トップランナー方式、省エネルギー政策、家電、

1. 研究の背景と目的

日本の省エネルギーの取り組みは第1次石油危機を契機にはじまり、1979年には「エネルギー使用の合理化に関する法（省エネルギー法）」が施行された。その後約20年産業部門のエネルギー消費は抑えられたが、民生部門のエネルギー消費は増加し続けた。そのような中1997年の京都議定書を受けて、民生部門のエネルギー消費を抑えるべく機器に対して厳しいエネルギー効率の規制を課すトップランナー方式が1999年に導入された。

トップランナー方式導入から10年、その厳しい基準は企業の努力によってクリアされ、日本における家電の省エネ化は進んだ。政府はトップランナー方式が成功していると考えている。

一方で、エネルギー効率の規制の基準に関して世界的には最低基準方式（例：MEPS）が主流の中トップランナー方式の制度自体に関する研究蓄積はこれまで非常に少なく、政策評価はあまりされてこなかった。本論ではトップランナー方式の政策評価をすることで、その有用性と限界を考察したい。

2. 研究方法

政策評価には3分類存在し、そのうちのプロセスの評価を行っていききたい。

省エネルギー政策はエネルギー政策であるが、二酸化炭素の排出を抑えるという意味では環境政策の側面を有する。従来の環境政策は直接規制が中心であるが、近年直接規制ではない革新的な政策が西欧諸国で行われるようになってきている。その事例をDe BruijinとNorberg-Bohm他が政策評価を行っている先行研究がある。その研究においては新しい革新的な政策はvoluntary, collaborative, information-based approachと定義づけられている。トップランナー方式もこのvoluntary, collaborative, information-based approachの性質を有しており、この先行研究において政策の分析をした6つの視点からトップランナー方式を分析していく。6つの視点とは政策がうまく機能する理由としての新しい関係の構築 企業側の環境能力の向上 先駆者の誕生の促進、そして政策の限界としての 企業の競争環境を変化させられない 複雑な履行過程 環境政策への適合性である。

3. 結果と考察

まず、環境政策ではなくエネルギー政策としての経緯を有するトップランナー方式はvoluntary, collaborative, information-based approachの性質を強く有するといえる。上記の視点から分析をしていくと、
においてその政策の性質より有効に機能していると考えられる。一方で先駆者の誕生については、トップランナー方式では予定されていないように思える。また、企業の競争環境を変化させられないについて、企業の競争環境にそれほど変化はなかったようにみられる。これは消費者の行動に劇的な変化は望めないからだ。

しかし、この10年トップランナー方式のもと技術革新がおこり省エネルギーは進んできた。技術革新を促したのは何だったのか。政策科学、経済、マネジメント、組織学の分野からの政策が技術革新を刺激する6つの要因（Hofman & Schrama 2005）から、トップランナー方式が厳しい基準である一方で達成可能な基準であるという特性を有することはわかったが、トップランナー方式のもとで基準をはるかに上回る技術革新が続くことの説明はつかない。

この点に対し、ヒアリングからわかったのは企業が企業自身のブランディングという目標のためにトップランナー方式によって形成された省エネルギーという基準のもと企業間で競争していることが技術革新を促しているということであった。